

医政地発0408第4号

平成28年4月8日

一般社団法人 日本救急医学会

代表理事 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長



指導救命士の認定者数の拡大に向けた取組について

平素より医療行政の推進について御理解、御協力いただき御礼申し上げます。

標記につきまして、標記について、今般、別添の通り各都道府県衛生主管部（局）長
に対して通知を発出しましたので、御承知いただきますとともに、関係各位に広く周知
されることについて格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

医政地発0408第3号
平成28年4月8日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

指導救命士の認定者数の拡大に向けた取組について

平素より医療行政の推進について御理解、御協力いただき御礼申し上げます。

標記につきまして、今般、別添のとおり、消防庁救急企画室長から各都道府県消防防災主管部（局）長に対し通知が発出されております。貴職におかれましても、別添通知の内容について御了知いただきますとともに、関係各位に広く周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、別添通知において言及されております、「救急業務に携わる職員の生涯教育の指針 Ver. 1」及び「平成27年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」については、以下のURLにて公開されていることを申し添えます。

- 救急業務に携わる職員の生涯教育の指針 Ver. 1（平成26年3月）
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h25/kyukyu_arikata/pdf/shishin.pdf
- 平成27年度救急業務のあり方に関する検討会報告書（平成28年3月）
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h27/kyukyu_arikata/houkoku/houkokusyo.pdf

消防救第39号
平成28年3月31日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長
(公印省略)

指導救命士の認定者数の拡大に向けた取組について

消防庁では、救急現場において豊富な経験を積んだ救急救命士を中心とした教育体制の構築による救急業務全体の質の向上等を目的に、平成24年度から指導的立場の救急救命士に関する検討を開始し、平成25年度に「救急業務に携わる職員の生涯教育の指針 Ver.1」（以下「指針」という。）において、指導救命士について、その位置づけ、要件等とともに、各消防本部における指導救命士を中心とした教育体制の構築の必要性を示しました。

それを受け、消防庁は、「救急業務に携わる職員の生涯教育のあり方について」（平成26年5月23日付消防救第103号救急企画室長通知）を发出し、全国で指針に基づく指導救命士を中心とした教育体制が構築されるよう都道府県の取組を促し、平成27年11月には、指針で示された教育カリキュラムに沿った「指導救命士の養成に係るテキスト」（以下「テキスト」という。）を完成させ、各都道府県消防防災主管課を通じて全国の消防本部等に送付しました。

こうした中、「平成27年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」では、指導救命士の認定者数の拡大に向けた取組について提言されたところです。

つきましては、提言内容を踏まえ、各関係機関が取り組むべき方策について下記のとおり取りまとめましたので、各関係機関においては下記を参考に地域の実情に応じた積極的な取組をお願いします。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する組合を含む。）に対して本通知を周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として发出するものであるとともに、厚生労働省も事前に了知していることを申し添えます。

記

1 取り組むべき方策について

(1) 都道府県メディカルコントロール協議会

指導救命士の認定を開始していない都道府県メディカルコントロール協議会においては、消防学校や都道府県メディカルコントロール圏域等での講師

など、都道府県をひとつの単位とした指導救命士が果たすべき役割を検討するとともに、速やかに認定開始に向けた検討を行うこと。

既に指導救命士の認定を開始している都道府県メディカルコントロール協議会において、指導救命士の役割が決定されていない場合には、要綱等に明文化すること等により、その役割を決定すること。

(2) 消防本部

指導救命士が配置されていない消防本部においては、地域の実情を踏まえた上で、消防本部内における指導救命士の位置づけや救急隊員に対する教育や助言、研修会等の企画・運営などといった指導救命士が果たすべき役割について、検討すること。

既に指導救命士を配置している消防本部において、消防本部内における指導救命士の位置づけや役割が決定されていない場合には、要綱等に明文化すること等により、その位置づけや役割を決定すること。

なお、指導救命士の果たすべき役割については、指針で示された役割例を参考に地域の事情に応じて判断されたい。

2 テキストの積極的な活用について

指導救命士の養成を行っている又は今後行う予定の教育機関においては、テキストの積極的な活用を図られたい。

また、テキストに含まれている 100 時限以外の教育内容を追加する場合には、その教育内容について、地域の実情を踏まえ各教育機関において検討されたい。

3 情報提供

消防庁から各都道府県における指導救命士の認定状況や活用例について情報を提供するとともに、全国メディカルコントロール協議会連絡会等において、指導救命士の認定者数の拡大に向けた具体的な取組例について情報発信していくので活用されたい。

以上の点について、「平成 27 年度救急業務のあり方に関する検討会報告書 (平成 28 年 3 月)」の P. 111 から P. 116 「第 5 章 救急業務に携わる職員の教育」を参照されたい。

【お問い合わせ先】

消防庁救急企画室 上條課長補佐、新田係長、濱砂事務官

TEL : 03-5253-7529 (直通)

E-mail : kyukyusuishin@soumu.go.jp